

社会福祉法人埼玉現成会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年10月1日～令和7年9月30日までの5年間

2. 内容

目標1 : 育児休業制度についてのパンフレットを作成し各部署の管理職に配布し職員に対して制度内容の周知を行う

<対策>

- 令和2年10月～ 広報担当によりパンフレットの作成を行い、各部署の責任者により監修を行ない完成させる。
- 令和3年 4月～ 各部署の管理職への配布、勉強会を行う。
- 令和3年 6月～ 職員への周知、各部署内での対象者への研修会を行う。

目標2 : 全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり年間6日以上とする

<対策>

- 令和2年10月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和2年10月～ 社会保険労務士と打ち合わせを行ない、規程の整備等を行う。
- 令和3年 2月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に年1回行う。